

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

○議長（吉井健二） 次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従いまして質問をさせていただきます。

私、櫻井 周、初めて質問に立たせていただきます。この場に立つことの責任の大きさ、これしっかりかみしめながら、議会活動をこれからしっかり頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は4点質問させていただきます。非常に盛りだくさんでございまして、多少早口になろうかとは思いますが、よろしく願いいたします。

4点といいますのは、まちづくり基本条例について、行政評価について、子育て支援について、それから学校教育についてと、この4点を質問させていただきます。

まず第1に、まちづくり基本条例についてお尋ねします。まちづくり基本条例は、ことしが4年に1度の見直しの時期に当たりますので、そこで見直すべきポイントについて質問させていただきます。

そもそもまちづくり基本条例は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために制定されたものです。最近では自治基本条例という形で制定する自治体もあり、最高法規性ともあわせて自治体の憲法というふうに言われることもあります。

ところで、憲法の意味するところはいろいろございますが、近代的意味、立憲的意味の憲法というところでは、専断的な国家権力を制限することにより、国民の権利を広く保障するというところがございます。すなわち国家権力が暴走を始めたときには、市民はこの憲法を武器にしてその暴走をとめるということがございます。そして、この憲法の意味をまちづくり基本条例に援用すれば、市の権力を制限することにより、市民の権利を広く保障するところに意味があるというふうと考えられます。

今の藤原市長はそのようなことはないと思いますが、今後5年、10年たったときに新しい市長になったときに、市長がどこぞの市長のように暴走を始めたときに、それをしっかりと市民がとめていくことができる、そうした武器にまちづくり基本条例は使えるということがございます。すなわち、まちづくり基本条例の名あて人は市という権力であると考えられます。

こうした考え方に基づけば、市の責務を規定した第5条の文言が、現在のところは努力義務にとどまり、強行規定となっていないのはまちづくり基本条例のいわば問題点だというふうにも考えられます。

また、運用面でも、市当局にとって、市民の皆さんに御意見をいただくのはしんどいなという事案があったときに、現行条例では市民の参画の機会を確保しようと努力しました、頑張りました、しかし残念ながらできませんでしたということが可能となってしまいます。しかし、まちづくり基本条例を制定した趣旨は、まさにこのようなしんどい事案について、しっかりと市民の皆さんに参画をしていただくということだと思えます。

したがって、今回の見直しの機会に、立憲的意味の憲法の考え方を援用しまして、第5条各号は強行規定とすべきだと思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、現行のまちづくり基本条例は市議会についての規定がないという問題もございまして、

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

市民、行政、市議会の役割と相互関係が何らかの形で規定されるべきだろうというふうに考えます。

一方で今般、議会改革特別委員会が設置されました。私自身、この議会改革特別委員会の委員として、議会基本条例の制定に向けて議論を進めていきたいというふうに思っております。そして、この議会基本条例の中で、できますれば市議会の役割や市民と市議会との関係など規定していければよいというふうに思っております。

そうしますと、このまちづくり基本条例でもカバーされておらず、またこれから議論される議会基本条例でもカバーされない部分については、何らかの形で規定されるべきだろうというふうに思います。

今の流行で言えば自治基本条例ということになるのですが、名前はともかく、伊丹市もそうしたものを制定する時期に差しかかってきた、伊丹市の地方自治もそれだけ成熟してきたというふうにも思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、行政評価についてお尋ねいたします。

行政評価の1点目は、行政評価結果報告書の活用についてです。行政の効率化と行財政改革の推進のためには、その第一歩として行政評価が必要です。そして、こうした行政評価結果報告書を作成されているということについて、このこと自体は大変よいことだというふうに思っております。ただ、行政評価結果報告書は初めの第一歩でありまして、これをいかに活用するかが重要でございます。すなわち、行政評価の事後評価が決算の中で使われるべきでございますし、その評価結果を反映して予算編成が行われるべきだというふうに考えますし、予算編成と並行してまた事前評価も行われるべきだというふうに考えております。

一方で、この行政評価の事務作業が、これは事務方にとって大きな負担となってしまったりは、そもそもの目的であるところの行政の効率化というところに反することになってしまいます。そうならないように、行政評価を手際よく、効率よく行うべきだというふうにも考えます。

予算と決算との関係、それから行政評価の事前評価と事後評価はどのように活用されているのか、また、そうした事務作業は効率的に行われているのか、御教示ください。

それから2点目、外部評価についてでございます。行政評価の外部評価の一つの形態として、事業仕分けというのが一つあるかと思えます。2年前の国の方でございますが、政権交代ありまして、民主党政権におきまして事業仕分けというものが行われ、大変話題になりました。今回の市議会議員選挙におきましても事業仕分け、やりますということを選挙で盛んに訴えてる候補者も少なからずいたと思えます。私もその一人でございます。

ただし、私の考える事業仕分けといいますのは民主党政権が行った事業仕分けとちょっと違ひまして、民主党政権が行った事業仕分けというのは外部有識者をお願いして、そういった方々にいろいろ仕分け人になってもらって事業仕分けを行ったということでございますが、私の知ってる方もこの仕分け人になっていらっしやいましたけれども、大変優秀な方ではいらっしやいますが、ただ残念なことに予算決算の議決権は持ってないわけです。幾ら厳しい突っ込みをしたとしても、それを反映させる手段はないということになってしまいます。

本来的には、やっぱり予算決算の議決権を持った議員が、みずからの手でしっかりと仕分

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

けをしていくということが必要だろうというふうに思っております。具体的には、決算委員会の中で行政評価結果報告書を用いながら、必要な事業か、民間でできないか、本当にしっかりと効果が上がっているのかということを確認していくということが必要だろうと思っております。

一方で、第5次総合計画の48ページには、行政評価について外部評価を導入するというふうにあります。どのような形で外部評価を行おうと考えていらっしゃるのでしょうか、御教示ください。

3点目は、子育て支援についてお尋ねいたします。

東日本大震災を踏まえた災害対策がさまざまな分野で行われておりますけれども、保育園及び児童クラブについても、こうした災害発生時の対処というのはいろいろ講じられておるかと思ひますし、見直しもされておるのではないかとこのように思ひます。

保育園ですとか学校の校舎というのは大体避難場所にもなっておるかと思ひますので、一義的にはそこでとどまると、そこに避難するという事になるかと思ひますけれども、ただ、場合によっては、例えば地震の後の2次火災であるとか、そういったことでその場所が使えなくなる場合もあるかもしれません。そうした場合にどういふふうに対応するのかということも含めて考えていただきたいと思ひます。

そうした中で、もう一つ東日本大震災の大きな教訓としまして帰宅難民の問題がございます。東京で働いていながら自宅は横浜にある、千葉にある、埼玉にあるという方が、電車がとまって帰れなくなってしまったと。保育園に子供を迎えに行けない。そういった場合、大変大きな問題になりました。こうした場合、どのような対応になっているのか、また、その対応方法について保護者と保育園、しっかりコミュニケーションはとれているのか、周知徹底できているのかということをお尋ねします。

また、児童クラブについては、もうちょっと問題が複雑だと思ひます。一般に、児童は自分で家に帰ってしまうということもあろうかと思ひます。そのときに、しかし親は帰宅難民ということで家に帰ってこれないということになりますと、これはこれで大変危険な状態にあろうかと思ひます。そうした場合にどのような対応をするのかということも考えておかなきゃいけないことだと思ひますし、そうしたことは保護者との間で事前にコミュニケーションをしっかりとれていなきゃいけないことだと思ひます。

大体こういう災害時というのは携帯電話も通じないわけがございますから、事前に相互理解、しっかりとっておかなきゃいけないと思ひますけれども、その点どのようになつておりますでしょうか、お尋ねいたします。

子育て支援の2点目としまして、待機児童解消の方策についてお伺いいたします。

愛あいプランにもありますとおり、待機児童解消のためにさまざまな政策が行われております。保育園は不足する一方で、幼稚園の定員には余裕があるという現状を踏まえて、どちらも就学前児童のための施設であるということから、幼稚園ももっと有効活用すべきだといふふうにお考えます。

具体的な政策の一つとしまして、私立幼稚園で導入されている預かり保育を公立幼稚園においても導入すべきだと思ひます。中長期的には国の政策にもありますとおり、幼稚園も保

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

育園も就学前児童を受け入れる施設として、こども園という形に収れんしていくんだというふうに思います。

このような世の中の動きを踏まえ、今から、幼稚園からこども園のシフトを徐々に進めていくということから、例えば幼稚園での預かり保育から幼稚園型認定こども園、さらには幼保連携型認定こども園というふうにシフトさせていくというその流れの中で、その第一歩として預かり保育を位置づけられるのかなというふうにも思います。ということで、預かり保育を公立幼稚園で導入することについてのお考えをお聞かせください。

子育て支援の3点目としまして、保育園の予約制度の導入についてお伺いいたします。

育児休業をとる際にとっても心配なのが、育児休業明けに子供が保育園に入れるのかどうかということがございます。これは、もう直前になるまでその結果はわからないということです。子供が保育園に入れない、待機という通知が来ちゃいますと、そのまま職場復帰もできない。で、そのままずっと職場復帰ができないと仕事を失うということになってしまいます。したがって、育児休業中も本当に大丈夫だろうかというふうに、もやもやとしたまま、ずっと育児休業をとるということになってしまいます。

一方で、これまで余り大きな声で議論されておられませんけれども、ゼロ歳児保育の行政コストというのは実は小さくありません。ゼロ歳児ですから非常に手がかかる、そのために手厚い保育が必要だということ。これはもうその分コストがかかっているわけですが、伊丹市におきまして、1人の児童を1カ月預かるのに20万円から30万円ぐらいかかっているという試算もございます。年間に直しますと、1人に300万円ぐらいかかっているという計算にもなります。これは伊丹に限った話ではなく、他の自治体でも同様に大変大きな行政コストがかかっているというふうに聞いております。例えば、子供の数が大変多い東京都江戸川区では、行政コストが理由とは聞いておられませんけれども、事実としてゼロ歳児の集団保育は行っておりません。

本当に必要な保育ニーズであれば、行政としてしっかりと受けとめなければならないとは思いますが、実際にはゼロ歳の4月に保育園に入園しないと保育園に入園できないからということで、ある意味、場所とりとといいますか、席とりのために、意に反して育児休業を早目に切り上げて子供を保育園に入園させるというケースもあるように聞いております。このように保育園に入園できるかわからないという不安から、意に反する保育ニーズを掘り起こしているという現状もあろうかと思えます。

そこで保育園の予約制度を導入すれば、このような席とりとといいますか、場所とりのための入園はなくなることができます。そうすれば、保護者は安心して育児休業をとり続けることができますし、ということで、とってもハッピーです。また、行政側も高コストのゼロ歳児保育の数を減らせるということで行政コストの削減にもつながりますし、その分、1歳児、2歳児の方に力を入れるということもできます。つまり、保育園予約制度は保護者側も行政側もハッピーになれるということで、とってもすばらしい制度だと思います。

こうした観点から、例えば1年以上の育児休業を取得するなどの所定の要件を満たせば、保育園入園を予約できるというような制度を導入してはいかがでしょうか。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

学校教育の1点目は、基礎学力についてお尋ねいたします。例えばスポーツにおきましては、野球の1000本ノックや素振りなど反復練習の重要性はよく理解され、実践もされておるところではございますが、勉強となると、基礎トレーニングがなかなか実践されないというのが現状だと思います。すなわち学力を身につけようという観点のみならず、考える力の基盤としても、読み書き計算という基礎トレーニングは大変重要です。

私、個人的な経験を申し上げます、高校のころは実は大変英語は苦手でした。ただ、当時、同時通訳の神様とも言われた國弘正雄元参議院議員に英語の教科書を500回音読しろ、こういうふうに言われまして、それを実践したところ、英語の成績はぐんぐん伸びたという経験もございます。

これはほんの一例ではございますけれども、ことば文化都市の伊丹におきましては、読み書き計算という基礎トレーニングについて、どのような取り組みがなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

学校教育の2点目は、地域力を生かした学校教育についてです。地域の方々の御協力を得て学校教育を守り立てていくことは、学校支援地域本部事業ということで、これまでもなされてきたことと思います。これまでの取り組みに敬意を表するとともに、さらに推進していただき、最近文部科学省が推進してるコミュニティースクールという形で、さらに進化させていただければというふうに思います。

具体的には、学校地域支援本部では、市役所の中にコーディネーターが常駐してボランティアの調整を行っているというふうに聞いておりますけれども、これでは調整できるボランティアの件数も限界があるかと思います。また、地域の実情というのを事細かに、きめ細かく知るといってもなかなか難しい面もあるかと思います。したがって、今後は各学校にこうした調整機能を移管し、より多くの方々に学校に来ていただけるような、そんな体制にしてはどうかというふうに思います。

また、従来のボランティアは、校庭の植栽の手入れなど学業には直接かわらないというものが多かったようですけれども、今後は授業にもボランティアに入っていただくようなことにも取り組んでいただければというふうに思います。

例えば、小学校の算数で言えば分数の足し算でつまずく生徒が少なくないというふうに聞いております。分数の足し算の単元に入るときには、地域で分数の足し算ができる方に教室に来ていただく。そういう方、たくさんいらっしゃいますけれども、全員が来たらもう大混乱になりますから、そんなたくさん来ていただかなくてよくて、5人ぐらい来ていただければいいわけですが、そうした方にアシスタントとして助けていただくと、で、授業は先生が行うんですけれども、計算練習のときに、生徒を一人一人見て回る。先生1人で30人、40人の生徒を一遍に見るといえるのは、これは不可能でございますが、こうしたアシスタントの方、5人も入っていただければ、本当に一人一人丁寧に見ていけると。それで、ちゃんとできている生徒はそのままそっとしておけばよろしいですし、つまずいてるなど、そういう生徒に対しては、こうやってやるんだよとそっと教えてあげることができると。こういうことで随分と落ちこぼれを減らすということができると。そうなんです。

なお、いきなり素人が教室に入るのは難しいということもございませうから、まず

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

は教員経験者などにボランティアとして来ていただくなど、体制を整備するというとも考えていただきたいと思います。

このような地域ボランティアによる学習支援の取り組みは、東京の三鷹第四小学校で10年ぐらい前から行われており、大きな成果を上げております。三鷹第四小学校では200人以上のボランティアが登録され、ボランティアを調整するNPOも立ち上げられ、職員室の一角にオフィスを構えるというところまで進んでいるそうです。

そこまで到達するにはかなりの年数がかかるかとは思いますが、伊丹でもそうしたところを目指して頑張っていただければというふうに思いますところ、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉井健二） 藤原市長。

○番外（市長藤原保幸）（登壇） まず私から、櫻井議員からまちづくり基本条例を憲法に例えられまして、見直しについての考え方、市長の考えはどうかというお尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、櫻井議員の憲法というのは、そもそも権力の乱用を抑えるためのものとおっしゃる、まことにそうかなというふうにお聞きいたしました。それで、ちょっと以前「ロビン・フッド」という映画があったのを御存じでしょうか。それを見て思ったんでありますが、要は絶対王政のヨーロッパにおいて国王が、財政難から領民に税金をばっとふやそうとした。それに反対する領民を勝手に捕まえて牢屋にほうり込んだと。それに対して、それはけしからんじゃないかと、国王の統治は認めるけれども、市民、国民の一定の権利は認めるべきではないかという、憲法をつくるべきだという、ロビン・フッドを中心とする動きが盛り上がって、いいところまでいきましたけれども、結局、国王の気が変わってだめになって、ロビン・フッドはシャーウッドの森へ行ったと、そういうことなんでありますけれども、要は、現在の西洋近代国家におけます憲法といいますのは、おっしゃるように絶対王政下の国王の権力、権限の乱用を防止するために国民の権利を守ろうということでスタートしたというのは御指摘のとおりであろうかと思えます。

また、アメリカもまだ二百数十年の歴史しかありませんけれども、アメリカ合衆国憲法も、王様はいませんでしたけれども、英国の植民地下で本国がお茶に増税をかけようとしたと。それに対してけしからんということでボストン茶会事件のレジスタンスが反対運動を起こし、それが独立につながっていくというのは御案内のとおりであります。

現在に至りましてもアメリカの国内では、そういう権力に対するブレーキをかけようと、要するに政府の拡大はけしからんといった動きが現在、御案内のようにティーパーティーの運動ということでアメリカの市民運動、国民運動として一定の力を持っておられるというのは、おっしゃるとおりでありまして、そういう面で、憲法というのはそういうものだという御指摘は一面そうかと思えます。

ただ、一方で我が日本国憲法はどうかといいますと、これも御案内のとおり第二次世界大戦の終戦の後、それまでの反省を踏まえて、民主国家を目指して国の基本的なルールを決めようということで動き出し、GHQの影響下で成立したというのは御案内のとおりでありま

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

して、今日に至るも自主憲法を決めるべきだという御意見があるのも御存じのとおりであります。

また、中国の憲法はどうかといいますと、最高法規とはされてますけれども、御案内のとおり、その上に中国共産党があるということでありまして、何を申し上げたいかといいますと、憲法といいまして、それぞれ最高法規でありまして、そのお国柄あるいは歴史的背景等によっていろんな性格があるのではないかということでもあります。

そういう面で考えました場合に、伊丹市のまちづくり基本条例はどうかということで申し上げますれば、すべてのまちづくりの基本にある条例ということでは確かに憲法に相当するものだなというふうに思っておりますけれども、そもそも制定の経緯、これは平成15年、私が市長に就任する前にできた条例でありますけれども、市民有志の方々がまちづくり基本条例をつくる会という市民の集まりを組織されまして、市民の皆さんがみずから、これからの伊丹市のまちづくりはどうあるべきかということ、まさに何度も何度も議論され、決して市長から、こういうのをやろうとって押しつけたわけでは全くありませんで、逆に市民の皆さんから、まちづくりはこうあるべきではないか、そのための基本的なルールとして基本条例を決めるべきではないかというのを御提案をいただいたというのが経緯であります。

その経緯が実は、御存じかと思えますけれども、この基本条例の前文に書かれておるところでありまして、要は、自治の主権者である市民一人一人が市政に関心を持ち、みずからの意思によってまちづくりに参画する。あるいはみずからがまちづくりの担い手となって活動をするという自主自立の精神によってつくり上げる市民自治にありますということで、市民自治を高らかにうたわれたわけでありまして、そして、最後の前文の結びとしまして、市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するためにこの条例を制定しますと。そういう経緯でできた条例でありまして、したがって、議員御指摘のように市長が勝手に何かそういうことを抑えるためにつくるという面も、全くないとは言いませんけれども、そういう趣旨でできたものではありませんで、伊丹の市民自治を前に進めるために、どういうルールをつくれればいいのか、それを市民の皆さんに考えていただいて提案いただき、それをこの議会で御議論いただいて制定させていただいたというのが、この条例であります。したがって、市民と市はまさに対等なパートナーとして位置づけられておるところであります。

ですから、市の責務を努力義務ではなくて強行規定にすべきではないかという議員の御提案でありますけれども、それに相当します市民の責務も同じように努力義務ということで書かれておるわけでありまして、権力の乱用を抑えるために権力側に規制をかけようという趣旨ではなく、市民と市が対等のパートナーとして、同じこの基本条例の精神に基づいて前向きにやりましょうということでできたものだとは私は理解しております。

私もその後、市長に就任して市民の皆さんとともにまちづくりをやっていこうということ、市長選挙の際にも申し上げてまいりましたし、今回、第5次総合計画を決めるに当たりまして、市民の皆様とともにやっつけようということで、市民が主体となったまちづくりというのを基本目標に掲げ、そのためにさまざまな規定といいますか、市民の皆さんにまずは情報公開ではなくて、共有して一緒に考えていただきたいといったような考え

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

方で言っておるつもりでありますし、この第5条の市の責務は私なりに果たしておるつもりでありますので、これを強行規定にしちゃ困るかと言われると、別に困ることは全くありませんけれども、そもそもまちづくり基本条例の考え方として、市長が押しつけるとかいうものでは全くなく、かつ権力の乱用を防止するという観点があっちゃいかんとは申しませんが、それが目的ではなく、伊丹市のまちづくりを市民の参画と協働によって進めていこうという理念を高らかにうたったものでありますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

議員御提案のような市の責務を強行規定すべきではないかということは、市民の皆様方の総意としてそういうことになるのであれば、私は全く構わないといえますか賛成させていただきますけれども、そもそもこのまちづくり基本条例ができました理念に立ち返って考えてみますと、市の方にだけといいますか行政の方にだけ責任をかぶせて市民は権利を謳歌するというのではなくて一緒に、ともに努力してまいりましょうというのがこの基本条例の趣旨かと思っておりますし、これからの地方分権、地域主権とも言われる時代の中で、市民と行政が一体となって、議会にももちろん参画いただきたいとは思っておりますけれども、伊丹のまちづくりをどう考えるのか、何か問題があると行政が悪い悪いと一方的に言うだけではなくて、それを解決するためにはどうすればいいかをともに考えていただけるような市民自治を実現していくのが現在の時代の要請ではなかろうか。それに向けて、私として努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

他の御質問につきましては、担当部長等より御説明申し上げます。

○議長（吉井健二） 村上市民自治部長。

○番外（市民自治部長村上雄一）（登壇） 私の方から、櫻井議員からは2点御質問いただいております、2点目のまちづくり基本条例の市議会不在という指摘もあるが、今次見直しにおいて行政、議会、市民の役割とそれぞれの関係を整理すべきではないかという質問についてお答えさせていただきます。

市民まちづくり基本条例では、第3条におきまして、すべての市民がひとしくまちづくりにかかわる権利を有するとし、また第4条では、参画、協働のまちづくりを推進する上で市民が果たす役割また責務を規定しております。そして第5条におきまして、市の責務を規定しており、市民との参画と協働を推進するため、機能的な市の組織体制の整備と職員の意識改革、資質の向上を図るよう規定しております。

このように現行条例では、市民自治の実現という観点から、基本理念を初め市民の権利、責務、市の役割、責務を規定し、制度や仕組みについて規定しておりますが、議員御指摘のとおり、議会に関する規定を有していないのが現状となっております。

今回、市民会議からの提言では、議会はまちづくりに大きな権限を有しており、対話や議論を通して住民参加型のまちづくりの仕組みが必要であり、そのためにも議会の基本的な役割、責務をまちづくり基本条例に位置づけてはどうかという意見をいただいております。

市といたしましても、議会が二代表制の一翼を担う機関として地方自治体の意思決定、執行機関の監視権など極めて大きな権限を有しており、市民、市とともに自治体運営の根幹をなすものと認識しております。

地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大しつつある現在におき



## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

まして、市民の代表である市長と議会が市民の意思を的確に把握し、市政に反映するために協力しながら伊丹市の最善の意思決定を導いていくことが市民自治の実現の大きな柱であることは言うまでもなく、こうしたことを踏まえながら、市といたしましては、市民会議の提言に基づき、まちづくり基本条例に議会の基本的な責務を位置づけるかどうか、議会の皆様とともに協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉井健二） 松井総合政策部長。

○番外（総合政策部長松井正道）（登壇） 行政評価結果報告書についての2点の御質問にお答えいたします。

行政評価の取り組みの目的はまちづくり基本条例に定められておりまして、1つには効率的かつ効果的な市政運営に資すること、もう一つの目的は、市政に関する市民への説明責任を果たすことであります。

本市におけます行政評価の取り組みは、平成13年度に事務事業評価を試行的に実施して以来、その後改善を重ねまして、現在は決算時に事後評価結果を、予算時に事前評価結果をそれぞれ公表するという形になっております。

御質問の1点目ですが、行政評価結果報告書は十分に活用されているのか、また事務作業は効率的に行われているのかということについてでございます。

事後評価のときには、前年度の実績に基づいて施策の進捗状況並びに事務事業の実施状況や施策への貢献度合いを事後的に検証、評価し、それぞれの課題や問題点を検証、評価しまして、翌年度に向けました方向性を検討いたしております。

この事後評価を行いました後、翌年度の予算要求、予算査定といった予算編成過程で事前評価を行います。これにより、翌年度の方向性を検討し、行政の資源配分を行う手段といたしております。

このように、検証、評価を翌年度に生かすという形での効果的なPDCAサイクルを構築し、またこの評価作業の過程におきまして職員一人一人に気づきと学びの機会を与えるものであることが行政評価の大きな役割であると考えております。

また、市民への説明責任を果たすということに関しましては、決算報告及び予算の提案にあわせ市議会へ報告させていただいておりますし、また同時に評価の結果をホームページでも公表し、市民から御意見をいただくような仕組みも備えてございます。

御指摘いただきました行政評価の事務作業が負担とならないよう可能な限り、これはコンピューター処理しておりますので、入力項目を減らすと同時に、そのシステムで簡易に作成ができるような改善を加えてまいってきたところであります。

今後も、新たに策定いたしました第5次総合計画の進捗管理の重要なツールとして、よりわかりやすい行政評価、またより作成しやすい行政評価を目指して工夫を重ねてまいります。

御質問2点目の行政評価の外部評価はどのような手法を予定しているのかということでございますが、御質問にありましたように第5次の総合計画におきましては、基本構想また基本計画とともに外部評価の導入、またその結果を広く公開して市政に関する説明責任を果たすといったことを定めております。

全国的に先行して行政評価に外部評価を導入してきた他都市におきましては、かなり時間

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

や事務量がかかり、その評価結果を予算へ反映させるタイミングが本市よりも1年度おくれるというようなこともあるように聞いておりますので、その辺も踏まえまして、本市の導入に当たりましては、このようなことを考慮しまして、地域のことは地域で決める、地域主権時代にふさわしい効果的な参画と協働の仕組みとして、第5次総合計画の初年度であります23年度の事後評価を実施します24年度に向けまして現在、制度のあり方を検討しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉井健二） 阪上こども未来部長。

○番外（こども未来部長阪上聡樹）（登壇） 私からは子育て支援に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、帰宅難民の際の保育園、児童クラブの対応は保護者に周知されているかとの御質問についてお答えいたします。

保育所における対応について申し上げますが、国が定める保育所保育指針に基づきまして、保育所におきましては、火災や地震等の災害に備え、緊急時の対応についてのマニュアルを作成しております。こうした取り組みが功を奏し、本年3月11日に発生した東日本大震災におきましては、被災地の保育所において保育中の園児が全員無事であったと報道されたところでございます。

したがいまして、本市の保育所におきましても同様な取り組みを行っておりますので、災害時に落ちついて適切な対応ができるものと確信いたしておるところでございます。

さらに、今回の東日本大震災時に首都圏で大きな問題となりましたような帰宅難民が発生し、保護者がお迎えに来られない場合、本市におきましては保護者がお迎えに来られるまでは保育所において責任を持って保育することといたしております。

次に、児童クラブについての対応についてでございますが、児童クラブの避難訓練につきましては、授業中に小学校で実施されている訓練に参加しております。児童クラブといたしましてもさまざまな災害を想定いたしております。防犯、地震、火災について年3回以上の避難訓練を実施いたしております。

先ほど来御指摘いただいております帰宅難民が発生するような状態になりました場合の対応といたしましては、現在のところ徹底したようなマニュアルというものはございませんが、いわゆる家庭教育の観点から常に保護者をお願いしておりますのは、日ごろ家庭において保護者がなかなか帰宅できない場合があるかと思っておりますので、その際の生活について児童と十分話し合いをしていただくようお願いしております。このたびの東日本大震災を教訓に、さらに保護者の皆様には家庭内での生活の対応について、児童と十分話し合ってくださいよう要請してまいりたいと思っております。

一方、児童クラブにお預かりしてる段階で、こういった保護者との連絡がとれないような場合が起こりました場合について今後、児童を保護者の皆様のもとにどのようにして安全にお届けできるのか、その対策については、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の保育園の予約制度の導入についての御質問でございますが、本市の場合、本年3月1日現在の要保育待機児童数が246人にまで及びました。その後、幼保連

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

携型認定こども園が4月1日に開園したことや、保育所の定員の弾力的運用等によりまして、何とか4月1日における待機児童はなくなることができたところでございます。しかし、このような取り組みを行っておりますけれども、6月1日現在、既に30人の待機児童が発生しております。特にゼロ歳児から2歳児の待機児童が17人と、全体の約60%を占めている状況でございます。

このような状況下におきまして、議員から御提案いただいておりますような保育園予約制度を導入することは、その児童のために入所枠を確保しなければならず、多くの待機児童が発生している現状においては、なかなか導入が難しいのではないかと考えているところでございます。

先進的に取り組んでおられる自治体においても、待機児童が発生することによって、やむを得ずこういった制度を断念しておられるというケースがあると聞いておりますので、私たちも同様の考え方をされてるのかなというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、待機児童をまずは解消するために努力してまいりたい。その上で、国が子ども・子育て新システム、いろんなことを検討されておられますし、また本市においても今後、就学前児童の幼児教育あるいは保育行政のあり方を総合的に検討する中で、御提案のあったような保育所の予約制度等の導入につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 蘆原教育委員会事務局学校教育部長。

○番外（教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政）（登壇） 私からは、公立幼稚園における預かり保育と学校教育についての御質問のうち基礎学力についてお答えをいたします。

まず、公立幼稚園についてですが、本市ではこれまで長年にわたり、公私の幼稚園がそれぞれの役割を果たしながら幼児教育を担ってきております。平成20年2月の伊丹市学校教育審議会答申では、今後も公私がともに幼稚園教育を担っていくことが望ましいとした上で、公立幼稚園の預かり保育につきましては、私立幼稚園の実践例も踏まえて研究しながら、今後も引き続き検討を進めることが必要との方向性が示されました。

教育委員会といたしましては、このような公私の役割分担の考えのもと、公立幼稚園における預かり保育については慎重な検討が必要であるという考えのもと、現在は実施しておりません。議員御提案の保育所の待機児童解消の方策の一つとして公立幼稚園でも預かり保育を導入してはどうかとのことでございますが、幼児教育の充実、保育所待機児童の解消、子育て支援機能の充実の観点から昨年度、市と教育委員会が認定こども園等就学前児童施設整備計画を策定いたしました。現在、その推進に取り組んでいるところでございます。

今後は、議員御指摘のこども園構想「子ども・子育て新システム」の国における検討状況を見きわめ、その方向性を踏まえながら、またこれまでの伊丹市学校教育審議会答申も尊重する中で、公立幼稚園の今後のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、学校教育について、基礎学力を養成するための基礎トレーニングについてですが、御案内のとおり、新しい学習指導要領が小学校では今年度から実施されております。中学校では小学校における教育の基礎の上に来年度から実施されます。この新学習指導要領では授業時数が増加されましたが、その増加の理由の一つとして、基礎的・基本的な知識、技能を

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

しっかりと身につけさせるために、つまずきやすい内容の確実な習得を図る繰り返し学習が上げられております。

議員御質問の基礎学力の定着に向けた読み書き計算を主としたトレーニングが十分できているかについてでございますが、小学校においては、教科書の補助教材として漢字ドリル、計算ドリルなどを計画的、継続的に活用したり、国語科における音読の徹底等により基礎的、基本的事項の定着を図っております。

中学校では、教科として初めて学習する英語科におきまして教科書を食べ尽くすと銘打って、音読、シャドーイング、暗唱などの学習を通して、英単語、基本文型の定着を図っております。

計算や漢字、英単語などの反復学習は10分程度の短い時間単位で継続して行うことでも効果が出るものであることから、朝学習や授業の始め、または終わりの時間等を活用して各学校の実態に応じて行っております。

しかし、このような反復学習は、ややもすれば単調な学習に陥る傾向があります。児童生徒の学習意欲の持続、向上が必要であります。そのためには、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習を振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむよう指導方法の工夫改善に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 木村教育委員会事務局生涯学習部長。

○番外（教育委員会事務局生涯学習部長木村克己）（登壇） 私からは、地域の力を学校教育に生かすための学校支援地域本部事業の取り組みについてお答えいたします。

本事業は、地域ぐるみで学校を支援していくことを目的に、伊丹市では3年前から始まった取り組みでございます。具体的に活動いただくボランティア登録者も当初の122人から昨年には3倍の363人へと大きくふえてきており、昨年度は市内22校で延べ1384回の活動をいただきました。

事業開始初年度は図書ボランティアの育成とその人材バンクの設置を行い、2年目以降におきましては校庭の植栽整備活動や子供たちの勉強を援助する学習支援にかかわる活動など、徐々に領域を広げてまいりました。

ちなみに、昨年度の学習支援は6校167回の活動実績となっております。着々と取り組んでいると御承知いただきたいと思います。今年度も養成講座等の開催により、資質や技能の向上を進める取り組みを重点に、量的な拡大だけでなく、学校ニーズに的確にこたえる内容面での充実に取り組んでまいります。

こうした中、21年度には東中学校におきまして同校PTAを中心に学校、地域が連携して、本部主導でなく、地域の自発的、主体的な組織として独自の人材バンクを立ち上げられ、土曜日や夏休み中の学習教室の開催などを行っておられますことは、せんだって大路議員の御紹介にもございました。まさに、今日的な要請を的確にとらえられ、こうした形が本市において目指します一つのモデルケースであるというふうにも思っております。

また、議員が触れられておりますコミュニティースクール制度については、仕組みや制度趣旨の違いから性格的に基本的な差異があるとはいえ、地域に開かれ、地域に支えられる学

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

校づくりという理念は共通するところでございます。

今、本市としては、本事業の重要ポイントである地域におけるコーディネート機能を充実し、きめ細かに対応する体制づくりを進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、時間が残り3分でございますので、2回目質問して答えていただく時間もないと思いますので、1点私の意見を述べさせていただくのと2点要望させていただきます。

まず、市長じきじきに御答弁いただきましてありがとうございます。まちづくり基本条例について、確かに市民と市というのは対等のパートナーであるというふうにうたわれておりますけれども、ただ、私の意見としましては、その対等のパートナーとはいっても、市は強大ないろんな権力を持っているわけです。市民は特にそういった権力を持っていない。まさに、対等のパートナーとするために市民にも何らかの権力というか力を与える必要があると、そういった意味で5条というのを強行規定にすべきではないかというふうに私は考えております。

市長も強行規定としたところで何ら実務的には問題はないというふうにおっしゃっておりますので、実際問題、この努力規定か強行規定かというのは余り意味のない議論かもしれません。ただ、例えば宝塚市や岸和田市など、強行規定としている自治体もございますので、ここを強行規定というふうにすることによって市民の皆様に対して、伊丹市の気合いを示すといえますか、気合いと覚悟を示すということだと思っておりますので、今後の議論の中で、市議会の中でもこれから見直しの議論をすると思っておりますけれども、その中でこうした考え方も検討いただければというふうに思います。

2点目、これは要望でございますが、行政評価について、外部評価を導入した他市の例におきまして、いろいろ予算に反映させるタイミングが3年後になってしまうとか事務作業が発生するとかいうことで、なかなか難しいということがあるというふうなお話もございました。

私自身、先ほど申し上げましたとおり、議会の中での決算委員会というところがまず最初に、ある種、外部評価として機能すべきところだと思いますし、そこでまずしっかりとやらなきゃいけないというふうに思っております。逆に、市民の皆様には市議会の中で、決算委員会の中でしっかりと議論してる。だからもう外部評価、有識者をわざわざ連れてきて、またお願いするということはおもう必要ないんじゃないかというふうに思っただけのぐらいいしっかりと議論をすべきだというふうに思っております。私自身、議員としてそのようにしっかりと仕事をしたいというふうに思っております。

ということで、外部評価につきましては、まず議会の方でも頑張りますということで御意見させていただきます。

それから、学校教育につきましては、先ほどの答弁におきまして、読み書き計算いろいろされているというお話でございました。

○議長（吉井健二） 櫻井議員、時間が来ましたので簡潔に。

## 2011年6月定例会・本会議（一般質問）

---

○22番（櫻井 周） はい、わかりました。

留意点としまして、自主的に頑張る生徒さんや家庭学習ができる生徒さんというのは大丈夫だと思いますけれども、そうでない生徒さんもいらっしゃるというのが、これは現実だと思います。そういった生徒に対してしっかりとフォローしていくということが公教育の意義があると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。以上で終わります。